令和７年度世界と岩手をつなぐ国際人材育成推進事業費　「北米派遣研修」に係る

別添１

　「東日本大震災津波により被災した児童生徒」について

令和７年４月　日

岩手県教育委員会事務局学校教育室

岩手県ふるさと振興部国際室

１　参加費補助対象者

東日本大震災津波により被災した生徒のうち、県内公立高等学校又は県内私立高等学校に在籍し、「いわての学び希望基金教科書購入費等給付要綱」第２（２）及び（３）に該当する生徒

２　参加費補助対象者の具体的内容

|  |
| --- |
| いわての学び希望基金教科書購入費等給付要綱（抜粋）  第２　給付金の給付の対象となる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。  　(１)　岩手県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）及び高等専門学校（第１学年から第３学年までに限る。）に在学している者  　(２)　道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯である者  　(３)　次に掲げるいずれかの被害を受けた者  　　ア　住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下イ及びウにおいて同じ。）の全壊又は半壊  　　イ　住居の全焼又は半焼  　　ウ　住居の流失  　　エ　保護者等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあっては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの  　　オ　警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年４月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第２項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第１項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第３項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き |